建築工事共通費積算基準

【新旧対照表】

令和5年10月版

静岡県

改正後 建築工事共通費積算基準

1 共通費の区分と内容

共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ表-1、表-2並びに表-3及び表-4の内容を一式として計上する。

ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、本設のための電力、水道等の各種負担金は含まない ものとする。

表-1 共通仮設費

衣一1 共进似政賃	
項目	内容
準 備 費	敷地測量、敷地整理、道路占用・使用料、仮設用借地料、その他の準
	備に要する費用
仮設建物費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舎、作業員施設等に要す
	る費用
工事施設費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要す
	る費用
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、交通誘導・安全管理等の要員、
	隣接物等の養生及び補償復旧並びに台風等災害に備えた災害防止対
	策に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電
	気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の
	処分及び除雪に要する費用
機械器具費	共通的な工事用機械器具(測量機器、揚重機械器具、雑機械器具)に
	要する費用
情報システム費	情報共有、遠隔臨場、BIM、その他情報通信技術等のシステム・ア
	プリケーションに要する費用
その他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項
	目にも属さない費用

表-2 現場管理費

項	目		内容
労 務	管 理	! 費	現場雇用労働者(各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者)及
			び現場労働者(再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する
			労働者)の労務管理に要する費用
			・募集及び解散に要する費用
			・慰安、娯楽及び厚生に要する費用
			・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用
			・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用
			・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用
			・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租和	兑 公	課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・

改正前

建築工事共通費積算基準

1 共通費の区分と内容

共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ表-1、表-2並びに表-3及び表-4の内容を一式として計上する。

ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、本設のための電力、水道等の各種負担金は含まない ものとする。

表-1 共通仮設費

項	目		内容
準	備	費	敷地測量、敷地整理、道路占有料、仮設用借地料、その他の準備に
			要する費用
仮 設	建物	費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舎、作業員施設等に要
			する費用
工事	施 設	費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要
			する費用
環 境	安 全	費	安全標識、消火設備等の施設の設置、安全管理・合図等の要員、隣
			接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用	水光熱	費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用
			電気・水道料金等
屋外整	理清掃	費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う <mark>屋外</mark> 発生材処分等並
			びに除雪に要する費用
機 械	器 具	費	共通的な工事用機械器具(測量機器、揚重機械器具、雑機械器具)
			に要する費用
そ	の	他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの
			項目にも属さない費用

表-2 現場管理費

項目	内容
労務管理費	現場雇用労働者(各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者)
	及び現場労働者(再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事
	する労働者) の労務管理に要する費用
	・募集及び解散に要する費用
	・慰安、娯楽及び厚生に要する費用
	・純工事費に含まれない作業用具及び作業員被服等の費用
	・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用
	・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用
	・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産

	改正後		改正前	
保 険 料	自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用 火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険、法定外	保 険 料	税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用 火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険 <mark>及び</mark> 法	
	の労災保険及びその他の損害保険の保険料		定外の労災保険の保険料	
従業員給料手当	現場従業員(元請企業の社員)及び現場雇用従業員(各現場で元請企	従業員給料手当	現場従業員(元請企業の社員)及び現場雇用労働者の給与、諸手当	
	業が臨時に直接雇用する従業員)並びに現場雇用労働者の給与、諸手	U	(交通費、住宅手当等)及び賞与	
	当(交通費、住宅手当等)、賞与及び外注人件費(「施工図等作成費」	施工図等作成費	施工図等を外注した場合の費用	
//	を除く。)に要する費用	退職金	現場従業員に対する退職給付引当金繰入額及び現場雇用労働者の	
施工図等作成費	施工図・完成図等の作成に要する費用	사 등 등 전 병	退職金	
退 職 金	現場従業員に対する退職給付引当金繰入額及び現場雇用従業員、現場	法定福利費	現場従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用	
노 근 도 제 #	雇用労働者の退職金		・現場従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、	
法定福利費	現場従業員、現場雇用従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関す		健康保険料及び厚生年金保険料の事業者負担額	
	る次の費用		・現場労働者に関する労災保険料の事業者負担額	
	・現場従業員、現場雇用従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険	层 和 层 //. 曹	・建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金	
	料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額	福利厚生費	現場従業員に関する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、	
	・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額	本 次 口 口 弗	慶弔見舞等に要する費用	
短利 原 化 弗	・建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金 田場公共長に基づく配紙購入代金	事務用品費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の時1番。工事写真体符の専用	
福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、 慶弔見舞等に要する費用	通信交通費	の購入費、工事写真代等の費用 通信費、旅費及び交通費	
事務用品費	慶竹兄舜寺に安りる賃用 事務用消耗品費、〇A機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の	神 信 父 迪 貨 補 一 償 中	世に負、旅資及び交通資 工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通	
事務用 前質	事務用視れ面質、OA機器等の事務用側面質、利用・図書・雑誌等の 購入費、工事写真・完成写真代等の費用	州 頂 貸	工	
通信交通費	購入賃、工事予具・元成予具N等の賃用 通信費、旅費及び交通費		17寺に対して、近隣の第二省に又払われる柵修賃。たたし、电仮障	
補 償 費	世に貢、 が貢及い交通資 工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行	その他	音寺に関する補頂賃を除へ。 会議費、式典費、工事実績の登録等に要する費用、その他上記のい	
佣 頂 賃	工事旭工に行うく通常完全する独自、振動、側が、工事用単同の通行 等に対して、近隣の第三者に支払われる補 信 費。ただし、電波障害等	て の 旭		
	等に対して、近隣が第二名に又が40% (制度)。たたし、電及障害等に関する補償費を除く。	-	9 4 000元日にも居さない資用	
その他	会議費、式典費、工事実績の登録等に要する費用、各種調査に要する			
	費用 、その他上記のいずれの項目にも属さない費用			
	ALL CALIBRATE ON THE ONE OF THE O			
(中略)		(中略)		
a () thurth V. before		the Althorative		
₹-4 付加利益等	174 + m-11074 (+ 0 0 477 47 17 17 1 0 4 7 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	表一4 付加利益		
	R税、市町村民税等(表─3の租税公課に含むものを除く)	法人税、都道府県民税、市町村民税(表一3租税公課に含むものを除く)		
株主配当金	\\ → B\\ \\ \	株主配当金	1 () + 1/())	
役員賞与 (損金算)	〈分を除く)	役員賞与(損金算)	へ分を除く)	
		内部留保金 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用		
内部留保金	→、支払保証料その他の営業外費用		マーナル ロミエットス の 外 の 学 光 射 悪 田	

改正後 改正前

2 共通仮設費の算定

- 接工事費に対する比率(以下「共通仮設費率」という。)により算定する。 ただし、共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、処分費を含まないものとする。
- (2) 共通仮設費率は、別表-1から別表-7によるものとする。 なお、共通仮設費率に含まれない内容については、必要に応じ別途積み上げにより算定して加算する。
- (3) 当該共通仮設費率に含まれる内容は表-5及び表-6とする。ただし、設計図書に基づく以下の費用 は含まれない。
 - · 現場環境改善費
 - ・工事場所以外の屋外整理清掃費
 - ・新たな施策等の試行による特別な費用

表-5 建築工事の共通仮設費率に含む内容

項目	内容
準 備 費	敷地整理(新営の場合)、 <mark>道路占用・使用料</mark> 、その他の準備に要する
	費用
仮設建物費	監理事務所 (敷地内)、現場事務所 (敷地内)、倉庫、下小屋、作業員
	施設等に要する費用
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に
	要する費用。台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一
	般的なものの費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電
	気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の
	処分に要する費用
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
そ の 他	公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリ
	ートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験
	費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの
	費用

表-6 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事の共通仮設費率に含む内容

項目	内容
準 備 費	その他の準備に要する費用
仮設建物費	現場事務所(敷地内)、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用。台風等災害に備え
	た災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電

2 共通仮設費の算定

- (1) 共通仮設費は、表−1の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直 | (1) 共通仮設費は、表−1の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直 接工事費に対する比率(以下「共通仮設費率」という。)により算定する。 ただし、共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、発生材処分費を含まないものとする。
 - (2) 共通仮設費率は、別表-1から別表-7によるものとする。 なお、共通仮設費率に含まれない内容については、必要に応じ別途積み上げにより算定して加算する。
 - (3) 当該共通仮設費率に含まれる内容は表-5及び表-6とする。

表-5 建築工事の共通仮設費率に含む内容

項目	内容
準 備 費	敷地整理(新営の場合)、その他の準備に要する費用
仮設建物費	監理事務所 (敷地内)、現場事務所 (敷地内)、倉庫、下小屋、作業
	員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費
	用を除く
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によ
	るイメージアップ費用を除く
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧
	に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用
	電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う <mark>屋外</mark> 発生材処分等に
	要する費用
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
そ の 他	コンクリートの圧縮試験費、鉄筋の圧接試験費、その他上記のいず
	れの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

表-6 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事の共通仮設費率に含む内容

	項		目	内容
準	備		費	その他の準備に要する費用
仮	設 建	物	費	現場事務所 (敷地内)、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。
				ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く
I.	事 施	設	費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書による
				イメージアップ費用を除く
環	境 安	全	費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用

新旧対照表

	改正後	改正前	
屋外整理清掃費	気・水道料金等 屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の	動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電 気・水道料金等
機械器具費	処分に要する費用 測量機器及び雑機械器具に要する費用	屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う <mark>屋外</mark> 発生材処分等に要する費用
その他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用	機械器具費 の 他	測量機器及び雑機械器具に要する費用 上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

- (4) 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、共通仮設費率の補正を行う。
- (4) 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、共通仮設費率の補正を行う。
- (5) 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の発注において、通常の建物本体工事(以下「一般工事」という。)に、通常の建物本体工事に含まれない表-6に示す工事等(以下「その他工事」という。)を含ませて発注する場合、別途共通仮設費を算定する。

表一7 その他工事

特殊な室内装備品(家具、書架及び実験台の類)工事

造園工事

舗装工事

取り壊し工事

電波障害防除設備工事

さく井設備工事

- (5) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独発注する場合は、別途共通仮設費を算定する。
- (6) 設計変更における共通仮設費については、共通仮設費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。 この場合の共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。
- (6) その他工事を単独で発注する場合並びに電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は、別途共通仮設費を算定する。
- (7) 設計変更における共通仮設費については、共通仮設費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。 この場合の共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。

改正後

- 3 現場管理費の算定
- (1) 現場管理費は、表-2の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率(以下「現場管理費率」という。)により算定する。

ただし、現場管理費率を算定する場合の純工事費には、処分費を含まないものとする。

(中略)

- (5) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独発注する場合は、別途現場管理費を算定する。
- (6) 設計変更における現場管理費については、現場管理費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。 この場合の現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。
- 4 一般管理費等の算定
- (1) 一般管理費等は、表-3及び表-4の内容について、工事原価に対する比率により算定する。なお、 契約保証費については、必要に応じて別途加算する。
- (2) 一般管理費等率は、別表-15から別表-17による。
- (3) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独発注する場合は、別途一般管理費等を算定する。
- (4) 設計変更における一般管理費等については、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。 ただし、設計変更については、契約保証費にかかる補正を行わない。

3 現場管理費の算定

(1) 現場管理費は、表-2の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率(以下「現場管理費率」という。)により算定する。 ただし、現場管理費率を算定する場合の純工事費には、発生材処分費を含まないものとする。

(中略)

- (5) 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の発注において、一般工事にその他工事を含ませて発注 する場合、別途現場管理費を算定する。
- (6) その他工事を単独で発注する場合並びに電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の 比率が著しく少ない工事を発注する場合は、別途現場管理費を算定する。
- (7) 設計変更における現場管理費については、現場管理費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。この場合の現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。
- 4 一般管理費等の算定
- (1) 一般管理費等は、表-3及び表-4の内容について、工事原価に対する比率により算定する。なお、 契約保証費については、必要に応じて別途加算する。
- (2) 一般管理費等率は、別表-15から別表-17による。
- (3) その他工事を単独で発注する場合並びに電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の 比率が著しく少ない工事を発注する場合は、別途一般管理費等を算定する。
- (4) 設計変更における一般管理費等については、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の一般 管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。 ただし、設計変更については、契約保証費にかかる補正を行わない。

別表-1 共通仮設費率(新営建築工事)

 $Kr = Exp (3.346 - 0.282 \times log_e P + 0.625 \times log_e T)^{(\pm 2 \cdot 3)}$

改正後

共通仮設費率

Kr: 共通仮設費率 (%) (注4) P: 直接工事費 (千円)

T: 工期(か月)

(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

(注2) Exp () は、指数関数 e () を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。

(注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。

10,000 (千円) ≦ P ≦ 5,000,000 (千円)

(注4) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-2 共通仮設費率(改修建築工事)

 $Kr = Exp (3.962 - 0.315 \times log_e P + 0.531 \times log_e T)$ ($\pm 2 \cdot 3$)

共通仮設費率

Kr: 共通仮設費率 (%) (注4)

P:直接工事費(千円)

T: 工期(か月)

(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

(注2) Exp() は、指数関数 e () を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。

(注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。

3,000 (千円) ≦ P ≦ 1,000,000 (千円)

(注4) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-3 共通仮設費率 (新営電気設備工事)

 $Kr = Exp (3.086 - 0.283 \times log_e P + 0.673 \times log_e T)^{(22.3)}$

共通仮設費率

Kr: 共通仮設費率 (%) (注4)

P:直接工事費(千円)

T: 工期(か月)

(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

(注2) Exp () は、指数関数 e () を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。

(注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。

10,000 (千円) \leq P \leq 1,000,000 (千円)

(注4) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

改正前

別表-1 共通仮設費率 (新営建築工事)

直接工事費		1 千万円以下	1千万円を超える
	上限	4. 33%	5. $7.8 \times P^{-0.0313}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式	により算定された率
	下限	3. 25%	4. $3.4 \times P^{-0.0313}$

算定式

 $K r = 7.56 \times P^{-0.1105} \times T^{0.2389}$

ただし、Kr:共通仮設費率(%)

P:直接工事費 (千円) とし、1千万円以下の場合は、1千万円

として扱う T: 工期 (か月)

注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注2. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-2 共通仮設費率(改修建築工事)

直接工事費		5 百万円以下	5百万円を超える
	上限	6.07%	1 1. $7.4 \times P^{-0.0774}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式	により算定された率
	下限	3. 59%	6. 9 4 × P ^{-0.0774}

算定式

 $K r = 1 8.0 3 \times P^{-0.2027} \times T^{0.4017}$

ただし、Kr: 共通仮設費率(%)

P:直接工事費 (千円) とし、5百万円以下の場合は、5百万円

として扱う T : 工期 (か月)

注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注2. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-3 共通仮設費率 (新営電気設備工事)

直接工事費		5 百万円以下	5百万円を超える
	上限	7. 19%	1 6. 7 3 × P ^{-0.0992}
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	3. 90%	9. 08×P ^{-0.0992}

算定式

 $K r = 2.2 \cdot 8.9 \times P^{-0.2462} \times T^{0.4100}$

ただし、Kr:共通仮設費率(%)

P:直接工事費 (千円) とし、5百万円以下の場合は、5百万円

として扱う T: 工期 (か月)

注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注2. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-4 共通仮設費率(改修電気設備工事)

 $Kr = Exp (1.751 - 0.119 \times log_e P + 0.393 \times log_e T)^{(22 \cdot 3)}$

改正後

共通仮設費率 (注1)

Kr: 共通仮設費率 (%) (注4) P:直接工事費(千円)

T: 工期(か月)

(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

(注2) Exp () は、指数関数 e () を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。

(注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。

3,000 (千円) ≦ P ≦ 1,000,000 (千円)

(注4) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-5 共通仮設費率 (新営機械設備工事)

 $Kr = Exp (2.173 - 0.178 \times log_e P + 0.481 \times log_e T)^{(2.3)}$

共通仮設費率 (注1)

Kr: 共通仮設費率 (%) (注4)

P:直接工事費(千円)

T: 工期(か月)

(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

(注2) Exp() は、指数関数 e () を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。

(注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。

10,000 (千円) ≤ P ≤ 1,000,000 (千円)

(注4) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-6 共通仮設費率(改修機械設備工事)

 $Kr = Exp (2.478 - 0.173 \times log_e P + 0.383 \times log_e T)^{(2.3)}$

共通仮設費率 (注1)

Kr: 共通仮設費率 (%) (注4)

P:直接工事費(千円)

T: 工期(か月)

(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

(注2) Exp () は、指数関数 e () を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。

(注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。

3,000 (千円) ≦ P ≦ 1,000,000 (千円)

(注4) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

改正前

別表-4 共通仮設費率(改修電気設備工事)

直接工事費		3百万円以下	3百万円を超える
	上限	5. 21%	8. $4.7 \times P^{-0.0608}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式	により算定された率
	下限	1. 91%	$3. 10 \times P^{-0.0608}$

算定式

 $K r = 1.0 \cdot 1.5 \times P^{-0.2462} \times T^{0.6929}$

ただし、Kr:共通仮設費率(%)

P:直接工事費 (千円)とし、3百万円以下の場合は、3百万円

として扱う T : 工期 (か月)

注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注2. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-5 共通仮設費率 (新営機械設備工事)

直接工事費		5 百万円以下	5百万円を超える
	上限	5. 51%	1 2. 4 $0 \times P^{-0.0952}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	4.86%	1 0. 9 4 × P ^{-0.0952}

算定式

K r = 1 2.1 $5 \times P^{-0.1186} \times T^{0.0882}$

ただし、Kr: 共通仮設費率(%)

P:直接工事費 (千円) とし、5百万円以下の場合は、5百万円

として扱う T : 工期 (か月)

注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注2. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-6 共通仮設費率(改修機械設備工事)

直接工事費		3 百万円以下	3百万円を超える	
	上限	4.96%	7. $0.2 \times P^{-0.0433}$	
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率		
	下限	1. 73%	$2.44 \times P^{-0.0433}$	

算定式

 $K r = 1 2.2 1 \times P^{-0.2596} \times T^{0.6874}$

ただし、Kr:共通仮設費率(%)

P:直接工事費 (千円) とし、3百万円以下の場合は、3百万円

として扱う

T : 工期 (か月)

注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注2. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-7 共通仮設費率(昇降機設備工事)

Kr=Exp (4.577-0.323×log_e P) (注2·3)

共诵仮設費率

(注1)

Kr: 共通仮設費率 (%) (注4)

P:直接工事費(千円)

(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

(注2) Exp() は、指数関数 e⁽⁾を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。

改正後

(注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。

5,000 (千円) ≦ P ≦ 500,000 (千円)

(注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-8 現場管理費率(新営建築工事)

 $J_0 = Exp (5.899 - 0.447 \times log_e Np + 0.831 \times log_e T)^{(2 \times 3)}$

現場管理費率

(注1)

Np:純工事費(千円)

Jo:現場管理費率 (%) (注4)

T: 工期(か月)

(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

(注2) Exp () は、指数関数 e () を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。

(注3) Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。

10,000 (千円) \leq Np \leq 5,000,000 (千円)

(注4) Jo の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-9 現場管理費率(改修建築工事)

 $J_0 = Exp (7.079 - 0.538 \times log_e Np + 0.773 \times log_e T)$ (\$\text{\$\frac{1}{2} \cdot 3}\$)

現場管理費率

(注1)

Jo:現場管理費率(%)^(注4) Np:純工事費(千円)

T: 工期(か月)

(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

(注2) Exp () は、指数関数 e () を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。

(注3) Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。

3,000 (千円) ≦ Np ≦ 1,000,000 (千円)

(注4) Jo の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

改正前

別表-7 共通仮設費率(昇降機設備工事)

直接工事費	1 千万円以下	1千万円を超え5億円以下	5億円を超える
共通仮設費率	3.08%	共通仮設費率算定式により算定された率	2.07%

算定式

 $K r = 7.89 \times P^{-0.1021}$

ただし、Κ r : 共通仮設費率 (%)

P:直接工事費 (千円)

注1. 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注2. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-8 現場管理費率 (新営建築工事)

純工事費		1千万円以下	1千万円を超える
	上限	20.13%	7 5. 9 $7 \times N$ p $^{-0.1442}$
現場管理費率		現場管理費率算定式	により算定された率
	下限	10.01%	3 7. 7 6 $ imes$ N p $^{ ext{-0.1442}}$

算定式

 $J o = 1 5 1.08 \times N p^{-0.3396} \times T^{0.5860}$

ただし、Jo:現場管理費率(%)

Np:純工事費 (千円) とし、1千万円以下の場合は、1千万円

として扱う

T : 工期 (か月)

注1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注2. Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-9 現場管理費率(改修建築工事)

純工事費		5 百万円以下	5百万円を超える
	上限	26.86%	1 8 4. 5 8 $ imes$ N p $^{ ext{-0.2263}}$
現場管理費率		現場管理費率算定式	により算定された率
	下限	12.70%	87. $29 \times Np^{-0.2263}$

算定式

 $I o = 3.5 6.20 \times N p^{-0.4085} \times T^{0.5766}$

ただし、Jo:現場管理費率(%)

Np:純工事費 (千円) とし、5百万円以下の場合は、5百万円

として扱う

T : 工期 (か月)

注1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注2. Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-10 現場管理費率 (新営電気設備工事)

 $J_0 = Exp (5.961 - 0.387 \times log_e Np + 0.629 \times log_e T)^{(22.3)}$

改正後

現場管理費率

Jo:現場管理費率 (%) (注4)

(注1)

Np:純工事費(千円) T: 工期(か月)

- (注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
- (注2) Exp () は、指数関数 e () を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。
- (注3) Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。

10,000 (千円) ≤ Np ≤ 1,000,000 (千円)

(注4) Jo の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-11 現場管理費率(改修電気設備工事)

 $J_0 = Exp (6.038 - 0.431 \times log_e Np + 0.736 \times log_e T)$ (22.3)

現場管理費率 (注1)

Jo:現場管理費率 (%) (注4)

Np:純工事費(千円)

T: 工期(か月)

- (注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
- (注2) Exp() は、指数関数 e () を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。
- (注3) Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。

3,000 (千円) ≦ Np ≦ 1,000,000 (千円)

(注4) Jo の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-12 現場管理費率(新営機械設備工事)

 $J_0 = Exp (4.723 - 0.252 \times log_e Np + 0.428 \times log_e T)^{(22.3)}$

現場管理費率 (注1)

Jo:現場管理費率 (%) (注4)

Np:純工事費(千円)

T:工期(か月)

- (注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
- (注2) Exp () は、指数関数 e () を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。
- (注3) Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。

10,000 (千円) ≦ Np ≦ 1,000,000 (千円)

(注4) Jo の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-10 現場管理費率 (新営電気設備工事)

純工事費		5 百万円以下	5百万円を超える
	上限	38.60%	$2~6~3$. $0~3 \times N~p^{-0.2253}$
現場管理費率		現場管理費率算定式	により算定された率
	下限	22.91%	1 5 6. 0 $7 \times$ N p $^{-0.2253}$

改正前

算定式

 $J o = 3 \ 5 \ 1.48 \times N p^{-0.3528} \times T^{0.3524}$

ただし、 I o : 現場管理費率 (%)

Np:純工事費 (千円)とし、5百万円以下の場合は、5百万円

として扱う

T : 工期 (か月)

注1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注2. Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-11 現場管理費率(改修電気設備工事)

純工事費		3 百万円以下	3百万円を超える
	上限	50.37%	5 3 0. 6 $8 \times N$ p $^{-0.2941}$
現場管理費率		現場管理費率算定式	により算定された率
	下限	17.67%	1 8 6. 1 8 $ imes$ N p $^{ ext{-0.2941}}$

算定式

 $J o = 6.5.8.42 \times N p^{-0.4896} \times T^{0.7247}$

ただし、Jo:現場管理費率(%)

Np:純工事費 (千円)とし、3百万円以下の場合は、3百万円

として扱う

T : 工期 (か月)

注1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注2. Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-12 現場管理費率 (新営機械設備工事)

純工事費		5 百万円以下	5 百万円を超える
	上限	31.23%	1 6 5. 2 $2 \times N$ p $^{-0.1956}$
現場管理費率		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	17.14%	9 0. 6 $7 \times N$ p $^{-0.1956}$

算定式

 $J o = 1.5 2.7 2 \times N p^{-0.3085} \times T^{0.4222}$

ただし、 I o : 現場管理費率 (%)

Np:純工事費 (千円) とし、5百万円以下の場合は、5百万円

として扱う

T : 工期 (か月)

注1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注2. Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-13 現場管理費率(改修機械設備工事)

Jo=Exp (6.221-0.461×log_e Np+0.800×log_e T) (注2·3)

改正後

現場管理費率

Jo:現場管理費率 (%) (注4)

Np:純工事費(千円)

T: 工期(か月)

- (注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
- (注2) Exp() は、指数関数 e^() を表す。e は、ネイピア数(自然対数の底)を表す。
- (注3) Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。

3,000 (千円) \leq Np \leq 1,000,000 (千円)

(注4) Jo の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-14 現場管理費率(昇降機設備工事)

Jo=Exp (7.438-0.448×log_e Np) (注2·3)

現場管理費率

(注1)

Jo:現場管理費率 (%) (注4)

Np:純工事費(千円)

- (注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。
- (注2) Exp () は、指数関数 e () を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。
- (注3) Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。

5,000 (千円) ≤ Np ≤ 500,000 (千円)

(注4) Jo の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-15 一般管理費等率 (建築工事)

工事原価	5 百万円以下	5百万円を超え30億円以下	30億円を超える
一般管理費等率	17.24%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.43%

算定式

 $G p = 2 8.978 - 3.173 \times log_{10} (C p)$

ただし、Gp:一般管理費等率(%)

Cp:工事原価(千円)

注1. Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-16 一般管理費等率(電気設備工事)

工事原価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える
一般管理費等率	17.49%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.06%

算定式

 $G p = 29.102 - 3.340 \times log_{10} (C p)$

ただし、Gp:一般管理費等率(%)

Cp:工事原価(千円)

注1. Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

改正前

別表-13 現場管理費率(改修機械設備工事)

純工事費		3百万円以下	3百万円を超える	
	上限	42.07%	4 6 7. 9 $5 \times N p^{-0.3009}$	
現場管理費率		現場管理費率算定式により算定された率		
	下限	15.25%	1 6 9. 6 5×N p ^{-0.3009}	

算定式

 $J o = 8 \ 2 \ 5 \ . \ 8 \ 5 \times N p^{-0.5122} \times T^{0.6648}$

ただし、 I o:現場管理費率(%)

Np:純工事費 (千円)とし、3百万円以下の場合は、3百万円

として扱う

T : 工期 (か月)

注1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注2. Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-14 現場管理費率 (昇降機設備工事)

純工事費	1 千万円以下	1千万円を超え5億円以下	5億円を超える	
現場管理費率	3.98%	現場管理費率算定式により算定された率	2.26%	

算定式

 $J o = 1 5.10 \times N p^{-0.1449}$

ただし、Jo:現場管理費率(%)

Np:純工事費 (千円)

注1. 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。

注2. Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-15 一般管理費等率 (建築工事)

工事原価	5 百万円以下	5百万円を超え30億円以下	30億円を超える
一般管理費等率	17.24%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.43%

算定式

 $Gp = 28.978 - 3.173 \times log (Cp)$

ただし、Gp:一般管理費等率(%)

Cp:工事原価 (千円)

注1. Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-16 一般管理費等率 (電気設備工事)

		5円を超え20億円以下	20億円を超える
一般管理費等率 17.4	9% 一般管理	理費等率算定式により算定された率	8.06%

算定式

 $Gp = 29.102 - 3.340 \times log (Cp)$

ただし、Gp:一般管理費等率(%)

Cp:工事原価 (千円)

注1. Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-17 一般管理費等率 (機械設備工事、昇降機設備工事)

工事原価	3 百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える
一般管理費等率	16.68%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.07%

算定式

 $Gp = 27.283 - 3.049 \times log_{10} (Cp)$

ただし、Gp:一般管理費等率(%)

Cp:工事原価(千円)

注1. Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

改正の経過

平成 13 年 3 月 23 日 建技第 253 号制定

平成13年6月28日 建技第165号一部改正

平成 15 年 6 月 17 日 建技第 170 号一部改正

平成23年6月3日 建技第107号一部改正

平成26年6月27日 建技第148号一部改正

平成29年3月2日 建技第388号一部改正

令和5年8月21日 建経技第168号一部改正

改正前

別表-17 一般管理費等率(機械設備工事、昇降機設備工事)

工事原価	3 百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える
一般管理費等率	16.68%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.07%

算定式

 $Gp = 27.283 - 3.049 \times log (Cp)$

ただし、Gp:一般管理費等率(%)

Cp:工事原価 (千円)

注1. Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

改正の経過

平成 13 年 3 月 23 日 建技第 253 号制定

平成13年6月28日 建技第165号一部改正

平成15年6月17日 建技第170号一部改正

平成23年6月3日 建技第107号一部改正

平成26年6月27日 建技第148号一部改正

平成 29 年 3 月 2 日 建技第 388 号一部改正